

兵庫県公報

平成27年11月4日 水曜日 第2745号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	4
○ 重要調整池に係る検査の結果（神戸県民センター）	5
公 告	
○ 入札公告（産業政策課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 大規模小売店舗に対する住民の意見の概要（同）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9

告 示

兵庫県告示第900号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

栗柄土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 中 稔	篠山市栗柄33番地
同	原 田 澄 雄	同 市栗柄247番地
同	石 田 肇	同 市栗柄393番地
同	西 澤 和 義	同 市栗柄411番地
同	西 澤 和 也	同 市栗柄592番地
同	西 澤 生 容	同 市栗柄679番地
同	梶 川 正 幸	同 市栗柄858番地
同	井 上 誠	同 市栗柄925番地
同	恒 田 正 美	同 市栗柄1200番地
同	赤 松 博 司	同 市栗柄1245番地
監 事	佐 藤 喬	同 市栗柄728番地 1
同	佐 野 文 一	同 市栗柄726番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 中 浩 文	篠山市栗柄104番地
同	原 田 澄 雄	同 市栗柄247番地
同	石 田 卓 也	同 市栗柄386番地
同	石 田 典 彦	尼崎市武庫之荘3丁目9番7—206号

同	西 澤 和 也	篠山市栗柄592番地
同	石 田 勝 久	京都府宇治市五ヶ庄官有地 京大職員宿舎234号
同	佐 野 文 一	篠山市栗柄726番地
同	井 上 誠	同 市栗柄925番地
同	恒 田 正 美	同 市栗柄1200番地
同	細 見 真 司	同 市栗柄855番地
監 事	石 田 肇	同 市栗柄393番地
同	西 澤 生 容	同 市栗柄679番地



兵庫県告示第901号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年10月21日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	馬橋地区	平成27年11月 4日から 同 月24日まで	姫路市役所



兵庫県告示第902号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成27年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成23年9月から平成25年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字日高町河江の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市日高町河江の一部
- (5) 認証年月日
平成27年10月20日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成24年12月から平成26年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市阿那賀の一部（阿那賀Ⅰ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市阿那賀の一部
- (5) 認証年月日

平成27年10月20日

- 3 (1) 調査を行った者の名称
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間
平成14年8月から平成25年11月まで
- (3) 成果の名称
猪名川町柏梨田の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
川辺郡猪名川町柏梨田の一部
- (5) 認証年月日
平成27年10月20日



兵庫県告示第903号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
川西市黒川字口滝谷7（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第904号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三木市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成27年3月2日から同月25日まで
- 3 作業地域
三木市の一部



兵庫県告示第905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年11月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年11月4日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 福住三田線	三田市小野字石ヶ谷1489番160から 同 市小野字赤坂785番3まで	旧	3.0から 12.0まで	246.0	
		新	7.0から 19.0まで	246.0	



兵庫県告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年11月 4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年11月 4日から 2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 福知山山南線	丹波市氷上町新郷字西方1265番2から 同 市氷上町新郷字段大澤1194番1まで	旧	7.0から 10.0まで	225.0	
		新	7.0から 17.0まで	225.0	



兵庫県告示第907号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成27年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 豊栄興産株式会社
代表者の氏名 権 和 人
住所 神戸市東灘区青木6丁目7番16号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 ナルパチDino
所在地 西宮市鳴尾1丁目1-1
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

縦覧期間 平成27年11月 4日から同月17日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成27年11月 4日から同月17日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第908号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成27年11月 4日

神戸県民センター長 太田 和成

1 重要調整池の所在地

神戸市須磨区桜の杜2丁目104番14

2 重要調整池の所有者等の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称

商業土地開発株式会社

(2) 住所（主たる事務所の所在地）

神戸市中央区多聞通3丁目3番16号

(3) 代表者の氏名

今 井 比佐代

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年11月 4日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

県立ものづくり大学校ほか12施設で使用する電気

予定数量 3,473,399キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4946

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成27年11月4日(水)から同月18日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課 担当 池藤

電話(078)341-7711 内線3512

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成27年11月5日(木)から同月18日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

日時 平成27年12月18日(金)午前10時から

場所 兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成27年12月17日(木)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入書記載金額の100分の108。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年12月16日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成27年11月17日(木)午後5時までに提出すること。
- イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

- ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。
- イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
- カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
- キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、前記4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Supply of electric power, 3,473,399kWh/1 year
- (3) Fulfillment period:
From April 1, 2016 through March 31, 2017
- (4) Location:
As per designated by the head of the procuring entity in specification
- (5) Deadline for tender:
17:00 December 17, 2015 by direct delivery
17:00 December 17, 2015 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:
Mrs. Ikefuji, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)362-3311

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年11月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイレックス野口店
所在地 加古川市野口町良野844番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ホームセンターアグロ
住所 宍粟市山崎町今宿129番地の1
代表者の氏名 安 黒 嘉 宣
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
アグロガーデン加古川野口店
 - イ 変更後
ダイレックス野口店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 株式会社ホームセンターアグロ 住所 宍粟市山崎町今宿129番地の1 代表者の氏名 安 黒 嘉 宣
 - イ 変更後
名称 ダイレックス株式会社 住所 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表者の氏名 貞 方 宏 司
 - (3) 駐車場の位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前
開店時刻 午前7時 閉店時刻 翌午前0時
 - イ 変更後
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前
駐車場1 午前6時30分から翌午前0時30分まで
 - イ 変更後
駐車場1 午前8時30分から午後10時30分まで
駐車場2 午前8時30分から午後10時まで
 - (6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
出入口2箇所
 - イ 変更後
出入口3箇所
- 4 変更年月日
平成27年11月10日

- 5 届出年月日
平成27年10月14日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成27年11月 4日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成28年 3月 4日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1号



大規模小売店舗に対する住民の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームプラザナフコ和田山インター店
所在地 朝来市和田山町市御堂ワタシ14番地 3 ほか
- 2 同法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
匿名	<p>(来退店経路について)</p> <p>市道和田山筒江線は、比治集落内を通過しており集落の生活道路という側面を有しており、通学路にも指定されている。建設中の公立病院が開院すれば、通過交通の増加が懸念される。また、病院に行く歩行者・自転車の増加も考えられる。</p> <p>これ以上の車の増加による騒音、歩行者等への危険増加は、地域住民の受忍の範囲を超えると考えられるため、誘導方法の再検討をお願いする。</p> <p>誘導方法は、加都北交差点に迂回する経路が良いと考える。この路線は通学路指定もなく、集落内も通過しない路線である。</p> <p>これができない場合は、市道和田山筒江線への誘導経路付近に交通整理員を配置し、歩行者等への安全確保をお願いする。</p>

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 1 課
 - (2) 縦覧期間
平成27年11月 4日から 1月間



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市米田町島字東田114番2、115番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市野口町良野414番地の1
株式会社JamHomeエステート 代表取締役 三 好 順 子
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年5月26日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－7号（27高砂）